

子ども・子育て会議（第38回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第38回）

議 事 次 第

日 時 平成30年11月6日（火）9:59～11:37

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援をめぐる課題について

（2）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第38回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、委員の交代がございましたのでお知らせいたします。本年10月31日付で渡邊廣吉委員が退任され、かわりに茂木町長、古口達也委員が着任されましたので御紹介させていただきます。

古口委員 栃木県の茂木町長の古口でございます。よろしくお願いたします。

無藤会長 よろしくお願いたします。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、小塩委員、中川委員、尾木委員、葛西委員におかれては、所用により御欠席です。

佐藤好美委員、高祖代理人におかれては、おくれたの御出席ということでございます。

また、佐藤栄一委員におかれては埴代理人、徳倉委員におかれては高祖代理人、蜂谷委員においては杉崎代理人、東出委員におかれては佐藤正弥代理人、村岡委員におかれては西田代理人、中正専門委員におかれては平山代理人に、それぞれの代理の方に御出席いただいております。

本日におきましては、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

資料につきまして、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料3までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定ですけれども、子ども・子育て支援をめぐる課題ということで、その他を含めてでございますので、一括して事務局から御説明を受けて、その後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料2を御参照いただきたいと思います。地方分権に関する提案募集ということで、各自治体から私どもに寄せられている子ども・子育て関係の提案につきまして、こちらで一括して御紹介したいと思います。

1 ページ目、保育教諭の経過措置の延長、これはまさに前回子ども・子育て会議におきまして御議論いただきまして、そして、御報告させていただきまして、その後10月16日に、文部科学省に設置されている中央教育審議会におきまして、この保育教諭の経過措置の延長につきましては了承されたということをお場で御報告させていただきたいと思っております。

2 ページ目、処遇改善加算の認定権限の移譲ということでございます。これは事務的な話でございますけれども、保育士あるいは幼稚園教諭、保育教諭の賃上げのための加算措置、これは処遇改善加算 あるいは加算 というものがございます。勤続年数等々の認定が必要になってまいります。現在、県と政令市、中核市で認定をしておりますけれども、

一般市のほうに移譲できないか、そういう御要望、御提案でございます。

3ページ目以降、文部科学省さんからお願いします。

西平企画官 文部科学省でございます。

資料3ページ目の提案でございますけれども、こちらは幼稚園型の一時預かり事業に關しましての要望でございます。一時預かり事業（幼稚園型）につきましては、基準といたしまして3分の1以上を有資格者、保育士または幼稚園教諭免許状保有者とするという最低基準を設定してございます。また、教員免許につきましては更新制ということで、定期的に最新の知識技能を身につけることを求める制度ということになってございます。

このような制度に關しまして、まず、3分の1以上の配置が求められている有資格者といたしまして、幼稚園教諭免許状の未更新者についても認めていただきたいという要件緩和が一点、もう一点につきましては、教員免許更新講習の対象者に関しまして、一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員あるいは担当予定職員につきましても、その更新講習の対象者にしてほしいという要望内容でございます。

以上でございます。

竹林保育課長 保育課長でございます。

資料4ページ以降、私から御説明させていただきます。

1点目、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しということで、さいたま市さん等からの御提案をいただいております。この関係は少し詳しい資料を5ページにつけておりますので、5ページをごらんいただければと思います。

まず、現行制度の御説明です。家庭的保育事業等につきましては、1点目として保育内容の支援、2点目に職員が病気の場合等の代替保育の提供、3点目に卒園児の受け皿という3つの観点から連携施設を確保しなければならないという仕組みにしております。もちろん御承知のとおり、これは制度創設時の経過措置といたしまして、当分の間は連携施設の確保を免除しております、その取り扱いにつきまして、前回子ども・子育て会議におきましてさらに5年間延長することについておおむね御了解いただいたものと考えておりますが、このような仕組みになっております。

2点目は提案内容でございますけれども、この3つの機能のうちの卒園後の受け皿となる部分につきまして、連携施設の対象に自治体の認証保育所あるいは企業主導型保育所などを加えてほしいということでございます。

3点目で今の事務方としての提案内容についての対応案を書かせていただいておりますけれども、前回子ども・子育て会議で御報告したとおり、この連携施設につきましては、上記の から の全てが確保されている事業者は約半分ということになっておりまして、前回5年間の延長をお認めいただいたわけですが、一番、この枠の下に米印でありますように、今後この5年間延長していただいた中で連携施設の設定状況を踏まえまして、自治体における運用状況等を調査した上で、どのようにしたら連携施設がしっかり確保していけるのか、そこについてしっかり検討したいと思っております。

そのことが大前提ですが、当面の対応というものを考えました。もともとこの卒園後の受け皿という機能につきましては、小規模保育を利用されていた方が卒園する際に、必ず連携施設に行かなければいけないというのではなくて、まずは保護者さんが希望されて、市町村の利用調整の中で優先順位を高めていただいて、そこで対応していただくというのが基本だと思うのです。その上で、実際にその優先利用の項目となっておりますし、多くの市町村でそのような対応をしていただいていると思っておりますが、その利用調整の結果、それでもどうしても保育所に行きたいところに行けなかったという方の最後のとりでとして、この連携施設の枠があるものと考えています。

そのような前提で、最後の利用調整から漏れた方の受け皿を確保という意味で考えたときには、定員規模が保育所並みであって、国や自治体の補助を受けながら、一定の質が確保されていると市町村が認める施設につきましては、最後のとりでとしての卒園後の受け皿として追加してもいいのではないかと考えたところでございます。やはり3歳以上のお子さんということですので、一定以上の規模が必要だ、集団保育にふさわしい規模が必要だということで、保育所並みの定員が20名以上ということであって、かつ市区町村が適用と認める企業主導型保育施設あるいは自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設、これにつきましては、卒園後の受け皿としての連携施設として位置づけることも可能としてはどうかと考えております。

6ページ、保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の対象年齢の拡充等について、沖縄市さんからの提案でございます。この関係につきましても7ページに少し整理しておりますけれども、現行の制度につきましては、原則、家庭的保育事業等につきましては、満3歳未満の対応が基本でございますが、人口減少地域や離島あるいは待機児童が発生している地域、こういった特段の事情がある場合には3歳以上の児童を受け入れることもできると。これは法律でしっかりこのように書いてございます。

この上で、沖縄市さんからの提案内容といたしましては、なかなかそのことを知らない自治体が多いので、再度保育所型事業所内保育事業について、3歳以上の受け入れが可能である旨を明確化してほしいということと、保育所型事業所内保育事業につきましては、卒園後の受け皿としての連携施設の確保を不要としてほしいという内容でございます。

3番のところ、これに対する対応の案を書かせていただいておりますけれども、法律でも満3歳以上も特段の事情がある場合には受け入れることができるとなっておりますので、その旨、再度周知していきたいということと、保育所型事業所内保育事業というのは、認可を受けている方の基準については完全に保育所と同じ、例えば全員が保育士でなければいけないとか、あるいは居室面積基準等につきましても認可保育所と同じ基準が適用されております。規模についても20人以上ということになっていきますので、こういった状況で、かつ3歳から5歳児を現に受け入れている事業所につきましては、卒園後の受け皿を別途用意する必要はないだろうということで、卒園後の受け皿という観点での連携施設の確保は不要としてはどうかと考えているところでございます。

8 ページ、本日子育て支援課長が出席できませんので、私のほうで御説明させていただきます。放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止または参酌基準化につきまして、全国市長会さん等からの御提案をいただいているところでございます。制度の現状ということで、放課後児童クラブにつきましては、基準において放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置することと、県が行う研修を修了すること、この2つが「従うべき基準」とされております。

御提案の内容につきましては、人材確保が困難だといった状況を踏まえまして、この「従うべき基準」を廃止または参酌基準化することで地方の実情を踏まえた対応がとれるようにしていただきたいというものでございまして、現在、対応方針を検討中でございます。

以上でございます。

西川参事官 続きまして、資料3-1と3-2を御参照いただきたいと思います。これは例年どおりではあります、この10月9日に財務省に設置されている審議会で、各行政分野につきまして提言がなされておりました、そのうち子ども・子育て分野につきまして抜粋したものであります。

1 ページ目、2 ページ目につきましては概要を御紹介しております、具体的に提言として3つございまして、おめくりいただいて、児童手当の見直しについてというものがございまして。これは昨年この時期にも同様の御提言がございまして。そして、赤い枠で囲っている改革の方向性につきましても基本的に同様でございますので、ここでは説明は省略させていただきます。

2 点目の次のページの公定価格の適正化についてというところを御参照ください。まず、上のほうの左の点々囲みのところに平成30年度予算執行調査の概要とございます。この点はことしの5月末にこの子ども・子育て会議でも御紹介させていただいております。財務省で幾つかの行政分野の中のテーマの一つとして、この子ども・子育て分野につきまして、現場の状況はどうなっているのかということで調査をなされております。この点々囲みのとおり、私立保育所、民間の保育所だったり、幼稚園だったり、認定こども園等々の施設に書面で調査を行った結果ということで、その結果が図1から図6、そして、改革の方向性というところにつながってくるということで、財務省さんとしての御提言ということでございます。

簡単に御紹介させていただきますと、図1ということで、積立金の保有状況ということでございます。なお、この点につきましては特に保育所のうち大半を占めている社会福祉法人について、昨年度から施行されている社会福祉法の改正によりまして、安定的な運営を前提としつつ、厳格な積立金に関する規律というものがスタートしているところがございます。

左下の今度は図2と図3というところを見ていただきたいと思います。図2の自施設の運営以外へ支出している施設の割合というところですが、ここで言う自施設の運営以外への支出という意味につきましては、建物の整備だったり設備の整備、あるいはその

借入金の償還など、一般的に各施設におきまして計上されている点でございます。この点につきまして、特に民間保育所につきましてはどういう要件で幾らまでというルールがあります。その点については別紙資料3-2の1枚紙に、民間保育所に関する用途制限の内容を簡単に御紹介してございます。詳細は御説明しませんが、一定の範囲であったり一定の金額というものが規定されているところでございます。

図2に戻っていただきますと、保育所のところはほかの施設類型に比べてかなり高いように見てとれますけれども、小さい字で注意書きしておりますとおり、幼稚園、保育所と若干ルールは違いますので、単純に比較できないデータとなっております。図3につきましても同様でございます。

右上のほうの図4を見ていただきたいと思います。これは幼稚園と認定こども園に限ったデータで保育所は該当しないのですが、基本分単価に非常勤講師というものが入っております。実際に人が配置されているか、あるいは配置されずに兼任されているかというところを調査したものでございます。大体半分半分ということで、実際に配置されているところが半分、どなたかが兼任されたり配置していないところが半分となっております。

図5を見ていただきます。このデータにつきましては、実は内閣府で昨年度経営実調ということで調査させていただいております。そのときは28年度決算ということで、去年の今ごろ発表させていただいております。この図5のデータは29年度決算をもとに財務省さんのほうで調べられたということで、おおむね似たような結果になってございます。ここは昨年と同時期にも同じように御説明させていただきました。認定こども園のほか、小規模保育、家庭的保育の割合がほかの青い棒に比べて高いと見てとれますけれども、昨年御説明したとおり、認定こども園につきましては制度を創設してまだ余り間がないとか、あるいは移行して間がないとか、あるいは小規模保育、家庭的保育については規模が小さいので、収支の額で見ると小さいですが、収支の率で見ると大きくなる。そういった点に留意が必要であるということでございます。

今度は改革の方向性ということで、赤いところを見ていただきますと、2点述べられております。1つ目のところは基本分単価を加算化・減算化に持っていくべきではないかと。2つ目のについては現行の公定価格が「積み上げ方式」ということになっておりますけれども、医療や介護と同じように「包括方式」に移行してはどうか。そういった2点が財務省さんから提言されております。

なお、この点につきましては、この1月の子ども・子育て会議でまとめていただきました「公定価格に関する議論の整理」という紙がございます。前段の1点目につきましては、加算化・減算化の検討ということがうたわれておりますけれども、この後段の包括方式への移行に関しては、逆に現行の積み上げ方式を維持してほしいということが記述されているところでございます。

もう一枚めくっていただきまして、今度は最後の3つ目の具体的な点、食材料費に関す

るものということで、この点は子ども・子育て会議の5月末の会議から議題としていて、財務省さんからこの点の提言がなされております。下のところの赤い枠のとおり、幼児教育の無償化に当たりまして、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については引き続き利用者負担とすべきと。ただしということで、現在でも保育料は減免されている低所得者世帯等については引き続き配慮が必要、引き続き減免が必要と、そのような財務省の立場から提言がなされているということで、御紹介させていただきます。

続きまして、今度は資料4でございます。先ほどの食材料費に関してということで、本日も御意見を賜ればということで、1ページ目、2ページ目につきましては、前回の資料と同じでございます。

3ページ目、4ページ目において、前回の10月頭の子ども・子育て会議で各委員から御意見をいただいた点につきまして、そのまま記述いたしているものでございます。

5ページ目は、先ほどの財務省さんの資料をそのまま張りつけたということでございます。

参考資料として、御説明はいたしませんけれども、参考資料1ということで、前回10月頭の子ども・子育て会議におきまして、いわゆる5年後見直しの議題の中で御質問いただいた点につきまして、事務局としての御回答をまとめたものでございます。

参考資料2ということで、就労証明書の標準的様式の活用状況ということで、規制改革会議等々で議題になっている保育の認定申請をなされる際に保護者が就労先から証明書をもって提出いただいているいわゆる就労証明書、これに関する標準様式化を進めるべきだということで議論しておりますので、今の進捗状況をまとめたものでございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いつものことですが、時間の関係上1人2分程度ということで御発言をお願いしたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

順番にまた御発言いただきたいと思いますが、柏女委員と駒崎委員が途中退席と伺ってございますので先にということで、まず柏女委員、よろしいですか。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

前回に続きまして、火曜日は午後から授業があるので、中座で失礼をいたします。

意見書の2ページに用意をさせていただきました、放課後児童クラブの設備・運営基準の論点についての意見です。この基準を策定することにかかわった立場も踏まえて意見を出させていただきました。

最初に、放課後児童支援員の認定資格研修受講に関する経過措置の延長についてということです。これについては、今、研修の講師の養成研修あるいは認定研修が全国で行われておりますけれども、いずれも皆さん本当に熱心でとてもいい影響があるかと思っていま

す。これまで研修に恵まれていなかったということも如実に感じさせることが起こっております。

全員の研修受講を要件とした理由がアンダーラインのところにありますけれども、「子ども観や援助観が異なる多様な基礎資格を有する者が、放課後児童支援員としての共通認識をもってチーム運営をしていくためには、全員が放課後児童クラブ運営指針に基づく基礎知識を持っておく必要がある」と考えられたからでございます。いわゆるチームによる育成支援が重視されています。基礎資格は10個ありますので、多様な方々が参加してこられますので、そこで研修を義務づけたということがございます。5年間で全員の認定資格研修がもしも受講されたとしても、資格保持者の退職に伴う新規採用者が放課後児童支援員になるための認定資格研修は継続することが必要とされます。

以上のことから、アンダーラインですけれども、放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置の延長は必須であり、かつ、今後は認定資格研修の恒久化も必要とされるのではないかと思います。

参考として、ことしの7月27日の放課後児童対策の専門委員会の中とりまとめを挙げておきました。

3ページの2つ目です。放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止または参酌基準化ということです。これについては、基礎資格に認定資格研修受講要件を必須としたのは、先ほど申し上げたとおりです。また、支援の単位ごとに2人以上を配置することを要件とした理由は大きく3つあります。1つ目は、授業とは異なる育成支援業務の特性です。一斉授業ではなく一人一人が異なるニーズを持っている、そのニーズに合わせていくためには複数配置が絶対条件ということ、また、安全・安心への配慮、それから、学校と違って校長、教頭先生が代講するという代替管理者・職員の不在と。こうした3点の理由があります。

放課後児童クラブは、当初児童福祉施設として規定することも考えられました。子ども・子育て支援新システムの検討会のときには、放課後児童給付としてやるべきだという意見もあったかと思います。児童福祉施設では、保育所等も含めて資格基準や配置は「従うべき基準」になっております。そういう意味では、放課後児童クラブは子供たちが学校にいる時間よりも長時間いる、そして、親から離れているということを考えますと、児童福祉施設と同じ基準であってしかるべきだと思います。したがって、資格、配置基準は「従うべき基準」のまま残すことが適当ではないかと思います。なお、僻地等々について、代替的な措置を検討することは必要かと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書を4ページに出させていただきます。まず、財務省が財政審で出してこら

れたこちらの資料3 - 1に基づいて、この資料に対して抗議したいと思います。

まず、この資料自体が非常にバイアスに満ちていて、ミスリーディングだと思っております。例えば資料3 - 1の4ページにあります図1です。この積立金の保有状況をサービス業と比較していますけれども、こういうように比較して普通よりもうかっていますねみたいなことを財務省はおっしゃりたいと思うのですが、例えばサービス業は美容院などが入ると思うのですけれども、そういった普通のところと、ある種の公的インフラを担う保育所等を単純に比較することが果たして正しいのか。保育園が廃園になったときにこうむる影響と、例えばある美容院や、どこでもいいのですけれども、一つの店舗がなくなったときに代替するサービスがあったりするかどうかという変数が無視されたまま、こうした利益率だけで比べられてしまうのはおかしいのではないかと思うわけでございます。

また、こちらは率で出していますけれども、例えば年間収入が小規模保育園だと3500万程度ですけれども、その17%だと595万円となります。そうすると、月の費用の2～3カ月分になるわけです。月の費用の2～3カ月分を持っていないような保育所が、何か突発的なことがあったときに健全に運営できるかということ、それはできないわけございまして、そう考えますと、率だけでミスリードするというのはいかなものだろうかと思うわけでございます。

また図2で自施設の運営以外へ支出している施設の割合ということを出していますが、これは自施設の運営以外に支出して、要は本業以外に使っていない、けしからぬということ、これを財務省はおっしゃりたいのだと思うのですけれども、よくよく聞いてみますと、例えば改修費などは入っていないということになるわけなのです。つまり、この流用の中に改修費もカウントしてしまっているということがあると聞きました。そうすると、非常にミスリーディングだと思っております。改修しなかったら運営できないですので、そうしたものは自施設の運営以外と言われてしまっているのかということになるわけでございます。

さらにおかしいのが図3なのですけれども、この図3、自施設の運営以外への支出額の対収入比で、幼稚園とか小規模保育とかが物すごく流用しているということを言わんとしているように見えるのですが、この下の米印に小さく「保育所以外の類型は、自施設以外（他施設）へ支出している施設を対象に集計」とありますので、この図2における6%の小規模保育園が32%の流用をしているということにして、掛け合わせる必要があるわけなのです。でも、普通に見るとそのようには見えないわけです。幼稚園は35%を無駄に使っているのだというように見えてしまうということで、こうしたミスリードせんとする統計の使い方というのは、大変いかなものかと思うわけでございます。

6%のうちの32%、94%は普通に支出していますよというものを無視して、一部を針小棒大に出すということが意図せんとすることは、公定価格の引き下げであり、保育所の補助を切り下げていくというような意図が非常にかいま見えるわけでございます。こうしたものがひとり歩きして政治家や政策意思決定者のもとに行くということが、この保育業界全体を貧窮たらしめる行為なのではなからうかと思っておりますので、この場で強く抗議したい

と思いますし、保育業界全体として、こうしたミスリーディングな資料に対してノーを言うべきなのではなからうかと思えます。

また、自治体から規制緩和ということでさまざまに出ています。連携施設が余りにも連携されていないということで、企業主導型や認証保育所など一定の質を保ったところはいいのではないかということで、23区やさいたま市などが提案されています。これについては賛成です。なかなか連携できないという問題がありますので、それに対して一定の質が担保されたところであればいいかなと思っております。

だとするならば、それに伴って、連携施設がオーケーであれば土曜共同保育というのも認証保育所や企業主導型とすることを認めていただきたいと思います。今だと連携の対象ではないから認められませんというような運用が自治体でなされています。例えば仙台市です。しかし、これが連携もオーケーということであれば、土曜共同保育もオーケーにさせていただきたいと思います。土曜日は人数も少ないので、その少ない中で所定の人数の保育士を置かなくてはいけないということで、保育士の働き方というのがかなり圧迫される、厳しい状況になるということ、共同することによって一緒になって見るということで、保育士の働き方というものをよりディーセントなものにできると思っております。

また、同時に、そうした形で共同保育をすることによって、相手の保育士さんから、ふだんは一緒に保育をしていない人から保育のあり方を学んだりとか、あるいは交流になったり、相談先になったりという副次的な効果も見られています。よって、連携施設の範囲拡大とともに、共同保育も大丈夫ですよという形で整合性を合わせていただけたらと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、いつもの順番にお戻しさせていただいて、新山委員から、よろしいでしょうか。

新山委員 おはようございます。全国国公立幼稚園・こども園長会の新山と申します。よろしく願いいたします。

私からは大きく2点お話をさせていただきます。まず、資料2の地方分権に関する提案についてのところです。人員配置基準の緩和、事業所内保育所についてもですけれども、私ども国公幼としては、幼児教育の質の維持向上ということが一番大事にしていきたいということをいつも申し上げております。安易な基準の緩和については慎重にさせていただきたいと思っております。人材の確保、免許や資格に関しては、最低限の質を担保する基準であります。このたがを外しては、幼児教育の質だけではなく、さまざまなことがなし崩しになってしまうのではないかと危惧しておりますので、よろしく願いします。

食材料費のことですけれども、徴収事務が現場の業務負担になることは避けてほしいと思っております。預かり保育なども私の園でもやっておりますけれども、かなりそういうことに関しても事務的なことが中途半端なやり方をしてしまうと、事務負担をふやしてし

まって、働き方改革にもつながらないという部分があると思います。さまざまなことが多様になって自由な利用形式になってしまうと、今まで以上にそこら辺が複雑な分類になってしまったり、金額や支払いにも差が出てきてしまって、それに一つ一つ対応していくことが難しくなってきたのではないかと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

まず、先ほど駒崎委員もおっしゃっていた資料3 - 1の公定価格の適正化についてのごとでございます。施設類型別の収支差率が示されておりますが、これは昨年も申し上げましたように、認定こども園はさまざまな設置主体で会計基準が異なります。その会計基準に照らし合わせて算出した数字の比較であるかということをお尋ねしたいということと、もしそうでなかったならば、もう一度会計基準に照らし合わせて比較をお願いしたいと思っております。

さらに、改革の方向性（案）において、公定価格の算定に不適切なケースがあることや施設類型別や利用定員別の収支差率に開きがあることなどを踏まえ、積み上げ方式から包括方式への移行を検討すべきではないかとの指摘がございますが、仮にそれを是正する必要があるとしても、その解決方法が積み上げ方式から包括方式への移行であると言える論理にはならないと考えております。当協会としては、包括方式への移行は反対を示したいと思っております。

最後に、何度もこの会議で申し上げますように、1号認定のキャリアアップ研修会が、実施要綱などが正式に通達されておられませんので、そのこともあわせてもう一度お願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田でございます。

私は前回会議を欠席させていただいておりますので、前回議論になりました食材費について御意見申し上げます。そもそも保護者側の立場としては、食材の実費徴収が何号かによってばらつきがあることですか、当事者である保護者側がその違いについて知らなかった、教えられて初めて知ったという現状がございます。どうしても親の立場からですと、うちの子供はどうなのかという視点で考えますため、食材費が保育料に含まれているケースであっても、利用者負担かどうかも知らず、それが当たり前のように感じているというのが現状と見受けられます。すると、当然今後混乱が懸念されます。

実費徴収という形を進めることに、低所得者には十分に支援することを大前提に、それについては異論はございませんが、ただし、重要な懸念事項があります。

第1に、実費徴収する分の使われ方を明確に提示する必要があると考えます。そもそもなぜ実費徴収するのか丁寧に説明していただいて、実費徴収は何を目的に何を使われるのか、今まではどうだったのか、栄養など子供の生育にどのように配慮しているかなど、しかるべき説明をしっかりと利用者側にも開示されることが必要だと考えています。無償化という言葉がひとり歩きしてしまうことも懸念されますので、きちんと目的や使われ方を明らかにするべきだと考えます。

第2に、負担方法も統一すべきであると考えます。あるケースでは金銭的な負担で、例えばある施設ではおにぎり持参などばらつきがあり、ばらつきは不公平にもつながると思います。全ての子供たちが公平になるよう、統一化並びに丁寧な説明が期待されると思います。

以上となります。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

2点ほどお話ししたいと思います。1点目は柏女委員からもございました、放課後児童支援員等の認定資格、研修受講に関する経過措置の延長についてです。全国の子育て支援団体とお話をしていると、これだけ幼児教育・保育、就学前のところ充実してきているのに、小学校に入ってから非常に子供たちの育つ環境について心配の声が聞かれることが多くあります。こういった新制度に伴い、配置基準等が定められる中、研修等がなかなか十分でない実態もあるかとは思いますが、子供たちの小学校低学年から高学年にかけての育ちの観点等を踏まえた研修が非常に求められていると感じております。ここの指導にかかわる支援員の数が少ないと、非常に管理的になってしまう懸念もあると思います。できれば研修の機会を充実させることで、今ある基準を守っていくような方向で進められたほうがいいのではないかと考えております。

もう一つは、次の5年の計画づくりに向けて、市町村が事業計画のためのニーズ調査を今後開始していくと思うのですが、数の調査だけではなく、ぜひ地域の事業者や保護者等のヒアリングも充実させていただきたいと思います。特に相談事業にかかわる事業者、役割の方、それから、今度新制度で位置づけられました利用者支援事業等、コーディネートにかかわる方々が現場のニーズをしっかりと把握していると思うのです。ですので、保護者のニーズだけではなく、かかわってきた相談事業やコーディネート事業の担当者からもしっかりとヒアリングをした上で事業計画を策定させていただきたいと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私からもキャリアアップ研修のことをきょうも申し上げたいと思います。王寺委員から

もお話がありましたけれども、ずっとここでキャリアアップ研修の統一についてお伝えを
してまいりました。進捗状況はいかがでしょうか。今、私が所属している全幼研の研修も、
都道府県でキャリアアップ研修として認められていません。今は厚労省の課長通知のキャ
リアアップ研修だけがひとり歩きしていて、本来ならば3府省連名の課長通知が出ていれ
ば相互にどのように乗り入れられるのかということが明らかになるはずなのですけれども、
それが都道府県に全く届いておりません。なので、私どもの研修もキャリアアップ研修と
しては認められないよというお答えをいただくことが多々ございます。どうぞ相互乗り入
れて、無理、無駄、むらのない仕組みを構築いただきたいと思います。

2点目、全国の共通書式化の推進をお願いしたいと思います。同じ様式を利用できれば
ITも利用できて、事務が格段に上がります。せめて都道府県内で共通の書式が使えるよう
に、都道府県のプレゼンスにきちんと調整能力を持たせるようにして、域内のそれぞれの
施設が同じ様式で処理できるように取り計らいをお願いしたいと思います。

資料2の3ページのところですが、免許更新講習についてですが、免許を持たれ
て、御家庭に入られて、特に教員の経験がない方が、今はまだ免許更新講習の対象にはな
っておりません。規制を緩和するというより、そういう方にきちんと免許更新講習を受け
ていただいて、現場でまた御活躍いただけるように調整をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いします。

古口委員 食材料費について申し上げたいと思います。この取り扱いについては首長さ
んの中でもいろいろと意見が異なるのは事実です。しかしながら、まず皆さんが一番おっ
しゃるのは、公平性が何よりも大切でありますので、保育所と幼稚園で不公平感が出ない
ように統一をしていただきたいと思いますということであります。

また、その次に大切なことは、保護者の皆さんに、丁寧でわかりやすい納得できるよう
な説明ができる内容でお願いしたいというような御意見がありましたことをお伝えいたし
ます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、意見書、7ページ、8ページに全保協の意見を3点ほど挙げております。

1つ目は、駒崎委員、王寺委員もお話しになられたことですが、この財務省の予算執行
調査については、この調査結果の数値について、内容をもう少し精査していただきたい。
企業との比較のみだけでなく、社会福祉法人としての事業特性も考慮していただくよう
に、まずお願いをしたいと思います。全く同感です。

2つ目ですが、支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて、これについて

も、前回の会議の場でも申し述べさせていただきました。そもそも保育の場で行くと、この食材料費を実費徴収とすることはなじまないと思っています。この辺も改めて強く反対ですということに、この辺のところは総合的な判断をしていただくようお願いをしたいと思います。

そもそも幼児教育の無償化の場合で行くと、今まで私たちの保育の場合で行くと、応能負担という制度をとっていました。所得の高い人はそれだけ保育の利用料が高くとられていく。ところが、幼児教育の無償化が始まったときに、2号の子供たち、1号の子供たちは所得に関係なくこれが無償になるということは、この応能負担の原則を逸脱することになります。食材料費のわずかな部分ではなく、ここの応能負担のところをもう一回無償化のところに入れていくと、ある意味では財政的な部分は浮いてくるものがあるのではないかと思います。この辺も少し考えていただければと思います。

3つ目は年齢、満3歳についてです。満3歳についてまず1点御質問いたしますが、29年度の実質ベースで、満3歳児でどれぐらいの数の子が利用しているのか、お知らせいただければと思います。

そして、これが来年度の幼児教育の無償化のときには、満3歳児で入園した1号認定の子と満3歳児になる3号認定から2号認定になる子、それから、待機児童としてもともと保育を受けられない子にかなりの不公平感が来るとと思っています。

さらには、幼稚園の設置基準の第4条、学級の編制というものがあります。「学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする」。満3歳児入園というのは、この原則を大きく逸脱しながら20年近くたっていると私は思います。

さらに、先ほど資料2のところの保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の対象年齢の拡充のところの提案についての対応で、原則として、満3歳以上の児童の新規受け入れはできないと捉えられていると書いています。同じ満3歳児ですが、この資料2のところの満3歳児は、年度の学年の最後の日まで満3歳児扱いですね。ですから、2歳の子が3月31日までは満3歳になっても2歳児扱いであるという今の子ども・子育て支援新制度の中で、1号認定の満3歳だけはどうしても整理ができていないので、ここについては無償化の前に早期に整理していただくよう御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

私からも資料3 - 1の財政審の資料につきまして、あるいは資料4にお示しをいただきました幼児教育無償化に係る食材料費の取り扱いにつきまして、意見と要望をさせていただきます。

最初に3 - 1の4ページに記載がございます公定価格の適正化ということにつきまして

は、先ほど来、王寺委員、佐藤委員、駒崎委員からも御発言がありましたけれども、まず図1と図5につきましては、サービス業あるいはまた中小企業との比較ということでございますが、米印でもお示しをいただいておりますとおり、全く尺度が違うわけでございます。なぜサービス業と中小企業が比較対象なのか、疑問に思うところでございます。

また、図2におきましては、保育所のみが30%と突出して高い割合が示されていますけれども、これにつきましても保育所のみが尺度が違う上に、先ほど西川参事官からも御説明をいただきましたが、この30%の中には借入金の返済金、あるいは各種積立金などが含まれているということですから、経営状況を正確にあらわすものではないと理解するものだと思います。

さらには、図4につきましては、現在、正規職員でさえ募集をしても応募がない状況でございます。この人材確保が困難な折、非常勤の職員は実は募集しているのですが、応募がないというのが現状です。配置したくてもできないという保育現場の事情をぜひ御理解いただきたいと思えます。したがって、こうした資料をもとに包括方式への移行を検討すべきという改革の方向性は全く理解ができません。

次に資料4でございますが、食材料費の取り扱いにつきましては、保護者の自己負担が原則という記載が以前からございますが、先ほど太田委員からも御発言がありましたけれども、私どもの保育者、保護者の方に伺っても、そういった認識はほぼしていません。ですので、仮に公定価格に含まれているとおっしゃる食材料費7,500円を保護者から徴収することになると、幼児教育の無償化を実施しても、全くその実感を得られないということになるのではないのでしょうか。

以前、都内の無認可保育所で、職員からの内部告発ということでしたが、1人の子供の1日当たりの給食の食材料費が数円程度というような粗末な食事を提供しているということが報道されました。その際、区役所は、不適切という根拠がないと困惑されていたと思えます。

また、例えば高級食材を用いて高額な給食費を徴収することで、他園との差別化を図る、あるいは、その逆に、給食費を保護者から7,500円徴収しながら、安価な食材料費で済ませるといったケースなどをどのように規制していくのでしょうか。

また、実費徴収するということになれば、保護者の方々にその額の根拠を示さなければなりません。私の園では食育の一環として職員と子供が同時に調理した給食を一緒に食べています。食材の仕入れも一括して行っているのですが、そうした場合に、別々に仕入れ管理、調理をしなければいけないのでしょうか。前回にもこの給食費の徴収については懸念事項を申し上げます。ぜひこうした保育現場の事情も御理解いただきたいと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本でございます。

3点ほど意見を述べさせていただきます。食材費について。食材料費に関して、保護者にとっては少しでも経済的な負担が低いほうがありがたく、助かります。いずれにせよ在園している園児の認定によって給食費が同じでないということについては、とても違和感があります。また、以前にも意見として出されていたように、有償化する場合に欠席やアレルギー食に対する費用がどのような対応になるかは、保護者によくわかる説明がなされるように配慮していただきたいと思います。

2点目、一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和についてです。人材の確保が困難になっている現状については憂慮しますが、そのために人材の配置基準を緩和することとは、保育の質もさることながら、親として最低維持してほしい安全の確保ということに対する安心感の低下につながる懸念もあるため、同意しがたく、親の立場からは人材は一定の質を国として確保する方策を探っていただきたいと思います。

公定価格の適正化について。公定価格の水準の見直しは大切なことではありますが、親としては、教育と保育の質が高められ、かつ安全性も向上する運営に向けて十分な財源の確保を願うものであります。支出内容が自施設の運営費以外に向けられているからといって、本来の運営に対して十分な財源が確保されているということの説明にはなっていないので、本来支出すべき適正な単価水準とはどのような状態であるのかが伝わってきません。単価水準については教育・保育、質の向上の実現を基準として示していただけてこそ、安心して子供を託し就労できる環境が整えられたと言えるのではないのでしょうか。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。

まず1点目は、一時預かり事業の人員配置基準のことでございますが、社会に対して質の確保ということをもまず示していかなければならない。こういう新制度になってからこそこのアピールポイントというものが、質の低下につながるようなこういう緩和については、賛成しがたいと思います。質を下げないで人材を確保していくという意味では、もちろん費用がかかるのですけれども、単価を下げないで人材を確保していくなど、別の方法で考えていくことが望ましいのではないかと思います。

2点目、小規模保育所等の連携施設の不足ですが、この連携を受ける側にとりましては、2号認定児の人数を受けることで、定員区分の2号、3号部分の単価が下がってしまうというケースが出てまいります。これを防ぐためには、小規模保育から受けた園児数は定員区分の単価には影響しないような配慮をするなどすれば、連携を受けようというモチベーションが上がったりすることもあるのではないかと思います。余り連携を受けることに対してのメリットというと、すごく現実的な話ですが、こういう配慮も要るのではないかと考えています。

次に、保育所型の事業所内保育事業の受け入れ児童の対象年齢についてですが、人口減少地域とか離島などについては、受け入れ児童の対象年齢については、これはやむを得ないと思います。ですが、満3歳児以上の待機児童が発生している地域、たくさん子供たちがいる地域においては、教育的な観点から幼児期にふさわしい環境というのは、確かに20人以上とかとおっしゃっていますが、もっと人数と面積を保障するような質を担保すべきであって、特に都市部においてのこういう緩和は賛成しがたいと思います。

公定価格の適正化については、既に複数の委員が語るおっしゃっているように、私もミスリードな部分を第一印象として感じました。まず一括方式にすることは、事業者にとっては余計細かな内容がわかりにくくなります。加算化することで何が必要で何が不要かということは事業者にとってよくわかりますので、例えば図4の職員配置の実態につきましても、この非常勤職員が基本分の中に入っているのだということをきちんと理解していない施設はたくさんあるのではないかと思います。そのことがわかっておれば、事務職員の非常勤の者であるとか、何らかの方策をとれて、こういう50%ということにはならなかったのではないかと思います。こういうことを見ましても、細かく加算化で示すほうがわかりやすいのではないかと思います。

最後に食材料費のことについてですが、非課税世帯につきましては、現行の特例給付を維持して無償にしてよいと思います。食材料費の徴収は無償の対象児を除いて、1、2、3号児の全てがイコールフットィングにすべきというのが基本の考え方で、もちろん食育という観点がありますので、できますれば、食材料費の有償化は一部やむを得ないという理解もごさいますが、食育の観点から一定の負担軽減を一律に実施することも検討していただければと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。

2点、大きく発言をさせていただきたいと思います。まず、公定価格の適正化について、財政制度審議会の資料からいただきました部分ですが、今後この実施を含めてどの程度の見直しを考えているのかお聞きしたいと思います。昨年、この子ども・子育て会議において、課題と対応の整理からすると、内閣府と厚労省の調査研究でまず整理するとなっていたかと思いますが。今回の財政制度審議会において示されたものと、これについてどう関連を整理されるのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、相当今まで各委員がおっしゃいましたように、財政当局からの資料が不明確だと思います。例えばサービス業と比較したり、中小企業と比較したりという部分がこの各図において見えるところではありますが、流用して使われているという表現をされたりという部分については、弾力的な運用ということの結果だと思います。先ほど説明がありましたように、建物、施設に関する費用、そしてまた建設その他の借入金の返済、それから、各

種の積立金が事業として支出されていることでもあります。こういうことについて、さらには、実態調査に基づいた包括方式への移行も検討すべきではないかと考えておりますが、積み上げ方式を否定する根拠が何なのかが不明確であると考えております。

保育の状況については、子供が減少している地域と待機児童のいる地域と並立していることを考えると、介護などと事情がかなり異なると思っております。平均を捉えることによって地域の保育の確保ができなくなる。そもそもどのような形で包括化をイメージされているのかということが見えてきません。保育士確保はより困難になるおそれが大いのではないかと考えております。

もう一点につきましては、先ほどから各委員が申されているように、食材料費のことについてであります。2号認定の主食費については、新制度時においても整理がなされてきておらず、食の重要性を考えていくなれば、子供の育ちに一番大切な保育そのものであり、3号認定と同様に公定価格として整理をして、一旦公費に取り入れた上で、無償化の対象なのか、対象外なのかを考えるべきで、その上で検討が必要であると考えます。これについては前回も発言をさせていただきました。

仮に食材料費として徴収をするならば今回の無償化との関係の説明を、利用者、そして国民に、自治体、国が同じような形でしっかりとした説明が必要ではないかと思えます。

また、経費の徴収について、未納対策などについても事業者だけでなく国や自治体においてしっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

以上2点、御発言させていただきます。

無藤会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

山本委員 お願いします。連合の山本でございます。

私からは資料2について2点、資料3について1点申し述べたいと思えます。最初に放課後児童支援員に関する基準についてですが、保育の質の観点から「従うべき基準」の参酌化はすべきではないという立場であります。参酌化することによって、放課後児童支援員の社会的評価が下がり、さらに人材不足になるとも考えております。

地方分権改革の議論では、放課後児童支援員の資格要件に認可外保育施設で従事した者も含めるべきとの主張がされています。しかし、認可外保育施設への立入調査の実施率は71%にとどまっていますし、都道府県によっては2016年の調査によると3%という県もあります。認可外保育施設の実態を市町村が把握しているとは言えないのではないかと疑問を持っています。

2017年の事故報告集計によると、放課後児童クラブでは362件のけが、特に骨折が多く発生しています。安全と保育の質を確保するためには、放課後児童支援員の専門性を引き下げるべきではないと考えます。

もう一点、連携施設についてです。家庭的保育事業などについて、地方分権改革の議論では、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める施設は、当然保育の質は担保されてい

るものであるから、連携施設として認めるべきという主張がされております。しかし、認証保育施設や企業主導型保育施設の要領を見ると、施設面積の弾力運用や保育士の配置は職員の半分でよいとすることなどが認められております。保育の質の観点から、連携施設に認可外保育施設を加えることは認められない。いかがなものかと考えます。

連携の進まない要因が代替保育のための職員や卒園後の受け皿を認可保育施設で確保することが困難だからというのであれば、まず、先ほど御説明で大前提であるとおっしゃっていたように、質の確保された認可保育施設の増設に力を入れるべきと。まずこれがやるべきことではないかと思えます。

公定価格について、先ほどから皆さんがおっしゃっているとおりであります。まず現行の積み上げ方式を基準に、費目の用途を制限することなどによって適正化を図るべきであると考えます。

また、給付が保育士などの人件費や処遇改善といった質の確保に適切に使用されているか検証する必要があります。適切に実態を反映したデータを用いて検討すべきであると、このことも申し伝えたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

私からは資料2についてでございます。資料2の地方からの提案の中で、処遇改善の決定事項を地方に委託してくれということですが、この中で、病児保育はいつも待遇改善の対象になっておりませんので、ぜひ地方においてそれを適用するようなことも可能であると御指導いただきたいと思えます。東京などは一部では病児保育にも適用されていますが、多くの地方自治体では適用されておりません。

次に地方からの提案の沖縄市の提案ですけれども、やはり日本の問題で、人口減少地域または離島に対する特別な配慮というものはぜひ必要でございますので、これらは健全に運営できるような配慮のもとに、なるべく提案を受けていただきたいと思えます。

最後に資料3 - 1の4ページ、先ほどから問題になっているところなのですが、図5の3.1%、6.7%とあるのは、いわゆる黒字率と理解してよろしいかと思うのですが、病児保育の施設にあつては、黒字を出すと返還しろと言う自治体がかなり散見されるわけでございます。先ほどの委員会の報告の佐藤委員から出た資料を見ますと、その返還理由は、場合によっては法の適用にもとる可能性もあるかと思えますので、その点について、返還の義務がどれくらいあるかどうかをお返事いただきたいと思えます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

私のほうからは2点、先ほど駒崎委員もお話しをされていました財政制度等審議会の資料につきまして、ここにつきましては物差しがそれぞれ違っている現状がありますので、そこをきちんとした物差しを持って御判断いただきたいと思います。また、包括方式につきましては、既にこの会議で確認済みであると認識をしております。

また、食材費の関係が各委員から出ておりました。なぜ各施設において給食を実施するのか、その辺を明確にさせていただきまして、それによって実費徴収なのか、もしくは無償なのか議論すべきかとは思っておりますが、いずれにしても公平性の担保という部分が必要かと思っておりますし、また、生活保護者等への配慮は重要視しなければいけないかと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高木委員、お願いします。

高木委員 草加市教育委員会教育長の高木でございます。

資料2の放課後児童支援員に関する提案について申し上げます。放課後児童クラブにつきましては、児童福祉法に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る、このように規定されておまして、言うまでもなく、就労している保護者にとりましては、児童を安心して預けられ、かつ健全に育つ、そういう場であることが期待されているわけでございます。私は日ごろ子供たちの様子を見ていて、児童の放課後の過ごし方についてはさまざまな課題があると思っているところでございますが、そうした中で、放課後児童クラブの方々には、児童の健やかな成長に大変御尽力をいただいていると考えているところでございます。

といたしますのは、先ほどもお話にありましたけれども、児童クラブで児童が過ごす時間、これは夏休みの長期休業日等も含めると、小学校の授業時数にほぼ近い時間、あるいは状況によってはそれを超える時間を過ごすということで、この時間をどう過ごすかは子供たちの健全育成にとっては大きな影響を及ぼすと思っております。そのため、児童福祉法に基づいて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めていると思えますし、放課後児童支援員については、基準を定める基礎資格を有する者で、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者とされているわけでありませう。

しかし、前回の会議の資料によりますと、研修を受講した割合が39.4%となっておりますし、そもそも基礎資格を有する方がいても、県の実施する研修には、その希望者全員が受講できる状況にはなっていないということも聞いています。こうしたことから、先ほど柏女委員からも御指摘がありましたように、放課後児童支援員の認定資格研修にかかわる経過措置の延長、これを考えるべきだと思えますし、また、地域の実情を踏まえながらも、放課後児童クラブの質的な維持向上、この観点を大切にしながら安定的な運営ができるよう検討していくことが必要であると、このように考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いします。

平川委員 日本医師会常任理事の平川俊夫でございます。

私からは2点申し上げます。医師の働き方改革が大きく議論される中で、女性医師の就労支援が非常に重要なのでございますけれども、その際にはとりわけ保育施設の確保、特に病児保育の確保が、対策が非常に重要となっておりますので、ぜひ御配慮をお願いしたいと存じます。

もう一つは、前回の会議で申し上げました食材料費の問題で、アレルギー食のことでございます。アレルギー食の提供は前回申し上げましたように、誤食によるアレルギー事故の防止、児童、保護者への教育の側面等を考えまして、全ての対象児に負担感なく提供できるように御配慮いただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

連携施設に関する資料2の要件の見直しについて発言させていただきます。家庭的保育者は、平日、保育を休むことができないので、ほかの保育を見学したくても、子供を置いてはいけません。研修への参加や誰かに相談したいことがあっても行くことができない。そういう点で、家庭的保育には、子供たちと一緒に行くことのできる連携施設の果たす役割は大きく、保育の質の担保のためには欠かせないものです。連携施設の3要件の確保ができていない家庭的保育者等が46%ですが、家庭的保育者に限っては42%と、前回の資料で確認しました。連携施設の対象を追加することに賛成します。

提案についての対応というところに書いてあるように、定員規模が保育所並みで、国または自治体の補助を受けつつ、一定の保育の質が確保されていると市町村が認める施設であることとし、実際に連携を契約するに当たっては、自治体の協力のもと、施設と家庭的保育者の両者が同意によって始められるようお願いいたします。連携がうまくいっている事例では、自治体の協力があることが明らかです。経過措置の延長だけで解決できるとは思いませんが、居宅を開放しても子供たちに寄り添える家庭的保育をしようという思いを持って家庭的保育をしている保育者が多くいる中、連携施設が決まらない、給食提供が実施できないとの理由でやめざるを得ない、自然消滅を待つかのような自治体がないように強くお願いします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会副会長の武藤です。

本日の議論の中で2つだけ申し上げたいと思います。一点は、食材費の問題なのですが、佐藤委員から意見書も出されていますが、食育は子供の成長そのものだと思っております。保育・教育にとって、この食育という点は本当に中心的な課題ではないかと思っております。そういう考え方のもと、原則、無償化でできないのかということでありませぬ。財源の問題等々あるかもしれませんが、子供の成長にとってとても重要なので、無償化の中に入れるべきではないかという考えであります。

もう一点、これも皆さんが出されておりましたけれども、放課後児童支援員の資格についてということでもあります。これも子供の保育の質をしっかりと担保するという意味からは、「従うべき基準」にしっかりとこのまま置いておくべきなのではないかと思っております。柏女委員からも意見がありましたけれども、子どもも従事する人材もともに少なくなっている過疎地域は特別に配慮するというをしながらも、原則は「従うべき基準」をきちんと置きながら質の担保を図っていかなければいけないのではないかと考えています。

これは前回の会議でも話をさせていただきましたけれども、今後5年間、新・放課後子ども総合プランで放課後支援を強化していくということなので、もっと抜本的な人材確保対策を打っていかないといけないのではないかと思います。

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

埴代理人、お願いします。

埴代理人 宇都宮市子ども部長の埴でございます。市長の代理として発言をさせていただきます。

まず、公定価格の適正化について、積立金や施設の運営以外への支出の状況などについてお示しをいただいたところでございますが、保育の現場におきましては、保育士の確保が大変厳しい状況にございまして、その原因として、給与水準や労働環境が要因となっているものと認識しており、まずは処遇の向上などに努めるべく仕組みづくりや取り組みを検討すべきものと考えているところでございます。このため、単価設定の見直しにつきましては、こうした取り組みを行った上で慎重に検討いただければと考えているところでございます。

次に、食材料費に関する保護者負担のあり方につきましては、現在、各自治体におきまして、食育や貧困対策の充実強化が求められている中、子供を取り巻く環境の変化及び教育・保育施設や学校給食、さらには各種制度などにおける現状などを踏まえまして、利用者や事業者へ理解が得られる制度設計となりますよう、負担のあり方につきまして考え方を明確にさせていただきますよう、あわせてお願いできればと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパン代理の高祖と申します。よろしくお願ひいたし

ます。

3つ簡単にお伝えします。放課後児童支援員についてですけれども、柏女先生からもありましたように、とても大事な時期ですので、資格研修の恒久化も必要ということがありました。そのような観点はすごく大事だと思っております。さらに、人材確保がすごく厳しいような状況も聞いておりますので、そちらへの対策もぜひお願いしたいと思っております。

そして、ちょっと論点がずれますが、教員の長時間労働への対策ということで、フランスなどのように昼食後、あるいは学校における放課後の指導に対しても、資格の恒久化ということがありましたら、子供の育ちに対してぜひ大きなデザインを描いていただけないかと思っております。

2点目、公定価格についてです。皆さんお伝えいただいているとおりだと思っておりますけれども、保護者側としては幼児教育の無償化という言葉が、ひとり歩きという言い方も変なのですけれども、そういうイメージがありますので、食材費は実費徴収というところはなかなか理解しにくいところもあると思っております。必要なものであればというか、ちゃんと理解できた上であればもちろん支払うということはあると思っておりますけれども、わかりやすいような見える化をぜひしていただいて、保護者への通達もお願いしたいと思っております。

さらに、おやつとかを手づくりして、おやつだけではなくて昼食もそうですけれども、手づくりして頑張ってもらっている園と、本当にスナック菓子ばかりみたいなのところもあると思っております。そこら辺のばらつきもすごくあると思っておりますし、これを機会に保護者への食育指導みたいなのところも、本当に手づかみ食べとかそしゃくができない子供、それに対して親がとても悩んでいるという現状がありますので、そこら辺も踏まえて進めていただけないかなと思っております。

最後に、少し離れるのですけれども、待機児童ということで、保育園の認可はどんどん進んでいるわけですが、それに伴うという言い方は変ですが、乳幼児期の事故ですね。園での事故、あるいは保育士さんが一斉にやめてしまったり、認可された後に園長がかわってしまうというようなことも伺っておりますので、ここについては自治体の許認可だと思いますけれども、国からの御指導も再度お願いしたいところです。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

杉崎代理人、お願いします。

杉崎代理人 日本商工会議所の杉崎でございます。

食材料費について、前回の会議でも申し上げたのですけれども、各園で日ごろから食育の充実に努められていることと思っておりますが、この食育の実践を見える化いたしまして、利用者と意識を共有することが質の向上に向けて大事かと考えてございます。そうした観点に立ちますと、この食材料費につきましては、実費徴収とすることも検討に値するものと考えてございます。

ただし、その際に低所得世帯への対策は続ける一方で、アレルギー対応が現場でふえて

いる中で、除去食など特殊な対応が必要となる場合については、実費徴収の額に差を設けることなく一律とすることが望ましいと考えております。

また、実費徴収に当たりまして、共同調達など工夫をしていくことで、質と費用の負担の両立を図っていく観点も重要ですし、そのための支援もあってよいものと思っております。

加えまして、実費徴収の件につきましては、保育施設の皆様の負担の軽減でございますとか、保護者の皆様の納得感を高めるための行政側の取り組みも非常に重要かつ必要と考えておりますし、丁寧な周知をしていくことも不可欠だと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろなお立場の方々の意見を踏まえて慎重に検討していくことが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

また、最後に就労証明書の標準的様式に係る取り組みにつきましては、これは生の声でも非常にニーズが高く、非常に重要なものと考えておりますので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤代理人、お願いします。

佐藤（正）代理人 経団連の佐藤でございます。東出委員の代理として発言させていただきます。

まず、財審の資料についてでございますが、児童手当につきまして、これまで経団連から申し述べてきたところの繰り返しになりますが、高所得者世帯への経済的支援の必要性は低いと考えられるので、特例給付については速やかな廃止をお願いしたいと存じます。

また、公定価格につきましても、皆さんからいろいろ御議論、意見が出されていたかと思いますが、実態の調査をきちんと踏まえて、適正化に向けた対応を早急に検討をお願いしたいと存じます。

私からは以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

西田代理人、お願いします。

西田代理人 山口県のこども・子育て応援局長の西田でございます。村岡知事は本日、公務の都合により出席がかないませんので、代理として発言させていただきます。

本日、御説明のありました地方からの提案のうち、都道府県が実務を担っています処遇改善等加算の認定権限の移譲について申し上げたいと思っております。

処遇改善等加算の認定は指定都市及び中核市以外の一般市町村が管轄する施設・事業所については、現在都道府県知事が行うこととされています。しかしながら、当該加算につきましては、年度終了後の実績報告は市町村長に提出されることとされており、一般市町村においては認定を行う主体と実績報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況となっております。

また、一般市町村においては、施設・事業所からの申請を取りまとめて都道府県に提出し、都道府県が認定を行うため、認定までの過程が長期化しています。認定を行わなければ、施設・事業所への精算ができないため、結果として施設・事業所では精算までの期間も長期化しています。加えまして、事務処理も煩雑化しています。

こうしたことから、認定業務の効率化や施設・事業所に対する精算の早期化などを図るため、認定の権限を一般市町村に移譲することが適当であるとの意見が複数の県から挙がっていますので、よろしく検討をお願いします。

また、そのほかの提案につきましても、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村や都道府県が事業の実施を妨げる課題として、地方の実情を踏まえて提案されたものですので、意見をしっかりと聞いて対応していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平山代理人、お願いします。

中正委員 中正本人がきょうは出席できましたので、私から。

無藤会長 失礼しました。中正委員。

中正委員 ありがとうございます。済みません。一般社団法人日本こども育成協議会の中正でございます。

私からは2点ございます。まず1点目です。資料2に地方分権に関する提案の家庭的保育事業の連携施設に関する要件、出していただきまして、ありがとうございます。企業主導型や自治体の認証も連携施設として位置づけることは、結論を申し上げまして、賛成ですということです。家庭的保育事業者のためというよりは、保護者やお預かりされている子供たちのために多様な施設が選択肢として広がることはとてもよいことだと思います。

2点目でございます。意見書の13ページに書かせていただいておりますが、平成28年度に発足しました企業主導型保育事業につきましては、子育てと仕事との両立を支援し、かつ待機児童の解消に資する制度として重要な役割を果たすものと考えております。前回の会議にて企業主導型保育の監査での指摘事項などについて、実態とかけ離れた指摘が多いというお話をさせていただきました。当協議会の企業主導型保育事業を実施されている会員さんから実情を聞いていただきたいという要請を受けまして、今年度全ての企業主導型保育事業者にお声をおかけしまして、大阪、東京、福岡にて意見交換会を開催いたしました。この意見交換会において、企業主導型保育事業者の生の声が提出資料としてありましたことを本会議の皆様にご報告いたします。なお、生の声ですので、内容の程度は御了承いただきたいと思っております。ぜひこのような声に耳を傾け、企業主導型保育事業が真に子供の健全な成長に寄与する制度になるよう取り組んでいただくことを期待いたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤好美委員、どうぞ。

佐藤（好）委員 産経新聞の佐藤です。遅刻してきまして、申しわけありません。手短かに申し上げます。

一つは、資料2の家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直しについてです。これについてですが、積極的に賛同はできません。本来、認可施設での受け皿整備をするのが原則だと思います。どうしても現状としてできないということであれば、3歳から5歳児を受け入れている実績のあるところで、広さ等の基準をきちんと満たしているところにのみ限り、なおかつ過渡期の措置であることを明確化してください。

その資料の最後の放課後児童支援員の参酌基準化ですけれども、これには反対です。放課後事業はこれまで支援が欠けてきた部分で、今、きちんと整備していかなければいけない部分、特に力を入れなければいけない部分だと承知しています。それについて、特に指導員の配置基準や研修の修了の要件を外すことには反対です。

財政審の資料ですけれども、公定価格の適正化についてです。図4なのですけれども、職員配置の実態が、実際には公定価格に含まれている非常勤講師などの半分というのは、人の配置が難しいのかなと推察はするのですけれども、それでも費用がついているのに半分だというのはなかなか理解が得られないところです。こういう実態があるのであれば、この点については加算にすることなどが考えられると思います。

最後です。食材費のところなのですけれども、減免制度をきちんと整えることを前提にしますと、今回保育料に含まれている食材費を外出しして実費徴収することは、利用者の負担増ではありませんし、施設側にとっても負担増ではないはずで、実費にしたらアレルギー食などに対応できないというのは、なかなか理屈が立たないことなのではないかと思えます。

しかしながら、現場では未徴収が生じるとか、計算上の食材費との間に差があるとか、そういった問題は実際にはあるのかもしれませんが、未徴収が生じることについては現場の責任とも言いがたい部分がありますので、市などがきちんと対応するなど、何らかの方策を立てることが必要ではないかと思えます。そこについては行政等、しっかり何か対案がないのか考えていただきたいと思えます。

また、子供の食に関することが非常に大事な課題であることはそのとおりで、栄養士などの配置が実際にできないことを考えますと、そういった課題については、公定価格で対応するとか、あるいは加算で対応するとか、きちりそれに合った費用立てをすることが考えられると思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

大日向委員、どうぞ。

大日向会長代理 多くの方がおっしゃってくださっていますので、短く。幼児教育無償化にかかわる食材料費のことですが、私は食育というのは保育の重要な中身だと思ってい

ます。それが幼児教育無償化に伴って、なぜ外出して議論されるのかということについては、十分理解できないところでございます。恐らく財政上の問題があるのかと思いますし、それも当然のことだと思います。そうであれば、幼児教育無償化の範囲についての再検討が必要でしょう。先ほど、佐藤委員が応能負担の原則をもう一度見直すということもおっしゃいましたが、そういうことも必要だと思いますし、そもそも幼児教育無償化の時間をどこまでにするのか、これは質の担保にもかかわることですので、そうした点を前提とした議論ももう少し深めていただけたらと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一通りお聞きして、御質問もございましたので、事務局からお願いします。

西川参事官 内閣府でございます。

王寺委員、駒崎委員、山内委員から、この財政審の資料につきまして、これを契機といたしまして、この各施設の規模だったりあるいは法人種別だったり、そういったものの違いを踏まえて収支差というものを評価していくべきではないか。そして、内閣府の経営実調はどういうスケジュールで進めていくのかという御質問をいただいております。この点につきましては、御案内のとおり、1月17日にこの会議で取りまとめていただきました「公定価格に関する議論の整理」というところで、今申し上げたような法人会計基準等々の違いを踏まえた評価方法の検討ということが我々としての宿題、課題ということになってございます。

そして、5月の子ども・子育て会議におきまして、私ども事務局からこういった宿題につきまして、現在、公定価格の宿題につきまして、調査研究を今年度実施いたしてございますので、次回の内閣府としての経営実態調査の実施の前提といたしまして、調査研究をやっているところでございますので、いずれこの会議においても御報告申し上げたいと思っております。

加藤委員あるいは杉崎代理人からも御指摘いただいております共通書式、書式の標準化でございます。この子ども・子育て支援新制度におきましては、きょう御説明いたしております就労証明書のほかにも、公定価格に関する法人と市町村の間の申請書類の類い、それから、いわゆる13事業の関係の書類とか、いろいろな書式がたくさんございます。そういったところにつきまして、自治体ごとにローカルルールがございまして、ばらついてるところがございまして、就労証明書のみならず、ほかの書式につきましても標準化を我々は進めているところでございます。

御質問、御意見の中で、大川委員から病児保育事業の返還義務の話でありますとかキャリアアップ研修の関係、再三にわたり御質問、御意見をいただいておりますけれども、次回以降、また御回答できるように準備いたしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

本多大臣官房審議官 放課後児童クラブの関係でいろいろと御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

御指摘の内容ですけれども、非常に質が大事であるということ、安全性の確保、また、長時間にわたり子供にとって大変重要な役割を担っているですとか、一方で人材確保にも配慮する必要があるということで、大変多様な御意見をいただいたと思っております。

そもそも放課後児童クラブの人員配置や資格に関する「従うべき基準」というのは、放課後児童クラブが非常に子供の遊びの場、生活の場として重要だということで、子供の安全性確保などのために国として最低限必要な基準として設けられたものでございます。こうした経緯ですとか、昨年12月に閣議決定された地方からの提案等に関する対応方針を踏まえまして、子供の安全性の確保など一定の質を担保しつつ、かつ地域の実情などを踏まえた柔軟な対応ができるように検討をさらに進めていきたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

長谷教員免許企画室長 文部科学省の教員免許企画室長でございます。

加藤委員から、免許更新講習の受講対象を広げるべきという御意見をいただいております。確かに現在では現職の幼稚園教諭、現職の保育士の方、それから、過去に幼稚園をしておられた方が更新講習の主な対象になっておりますが、これ以外にも例えば教育委員会あるいは私立の幼稚園団体で運営されておられる非常勤講師のリスト等に登録されているような方も、それをもって受講資格として認められるというような弾力的な運用も可能になっておりますので、そういったところもまた御活用いただければと思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

それ以外にございますでしょうか。

大川委員 先ほどの西川参事官の御説明ですけれども、私の聞きたいのは、交付金や委託費をもらっていて、収入よりも支出が少ない部分に関して、県、市とか、そういったところから、その余剰分について返還しろと言われることに関して、根拠はあるのかどうか。

無藤会長 病児保育ですね。

大川委員 病児保育で、一般的にですね。

西川参事官 次回、御回答できるように準備したいと思います。

大川委員 わかりました。

無藤会長 ということだそうです。

よろしいですか。

佐藤（秀）委員 先ほど、満3歳児は29年度の実績でどれくらいあるのか。本来、この子ども・子育て支援法上で行くと、利用者負担額についても2号認定は満3歳以上と書いてあるのです。3号認定は満3歳未満。確かに認定証明書は変わるのですけれども、3号

認定から2号認定に変わった保育を必要とする子は、同じく3号認定の保育料のまま年度末まで行くわけですね。ですから、この辺のねじれも含めて、満3歳児の実際の実数はどれくらいあるのか教えていただければ。

無藤会長 どうぞ。

西平企画官 失礼いたしました。

今のところ、幼稚園で満3歳で入っているお子さんの数は大体5万人ということになっていますが、次回お答えできるようでしたら統計的なものも含めてお示しできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

ありますか。いいですか。

では、きょうはここまでとさせていただきたいと思います。きょうは地方分権に関しまして、いろいろな御意見を委員の皆様から頂戴してございますので、それらにつきまして政府において御検討の上、御対応をお願いしたいと思います。

それでは、第38回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。